

## 第1回 今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会 議事録

### 1 開会

○司会 ただ今から「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を開催させていただきます。開会にあたりまして宮城県環境生活部長の後藤からご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

○後藤部長 皆様おはようございます。皆様にはご多用にもかかわらず、今回の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会員への就任をご快諾頂きますとともに本日第一回目の懇話会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、本県における環境衛生行政の推進につきまして日ごろからご尽力ご協力を頂いておりますことに対しまして厚く感謝を申し上げます。

さて、本懇話会の開催の目的でございますけれども、本県における今後の産業廃棄物最終処分場のあり方につきまして県の基本方針を策定するにあたり関係者の皆様方から幅広くご意見を頂くために開催をさせていただくものでございます。

本県には大和町に公益財団法人宮城県環境事業公社が運営する管理型産業廃棄物最終処分場クリーンプラザみやぎ、旧名称で小鶴沢処分場がございます。当最終処分場につきましては昭和54年に地元産業界の方々それから市町村の方々等から設置要望を受けまして県が関与して整備した公共関与による最終処分場でございますけれども、供用開始から約40年が経過いたしましてその残余容量は残りわずかとなりつつございます。その辺の現状につきましては後で、ご説明申し上げたいと考えております。

一方で県内では民間主導による管理型最終処分場もございますが、これらの最終処分場におきましても残余容量が減少していることから今後とも県内において産業廃棄物の処理を安定的に行い、環境負荷の少ない経済活動を持続させるために望ましい産業廃棄物最終処分場のあり方を検討する必要が生じてございます。

委員の皆様方にはそれぞれの立場から新たな最終処分場を公共関与で整備する必要性、またその役割、求められる機能などご議論いただきまして、県としてこれらの意見を踏まえて来年度前半くらいには基本方針を取りまとめたいと考えているところでございます。

それでは限られた時間ではございますけれども忌憚のないご意見やご助言を頂ければと考えますので、本日はよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

### 3 座長・副座長選出

○司会 では次第3にまいります。座長および副座長の選出でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧いただきたいと思います。資料1はこの懇話会の開催要綱となっております。その第4、座長のところですが、懇話会は座長一名および副座長一名を置くという規定になっておりますがここで座長、副座長を選出したいと考えてございます。

選出方法はいかがいたしましょうか。

(委員らから事務局一任の声)

○事務局 はい。今、事務局一任というお話がありましたので事務局といたしましては西村委員に座長を山田委員に副座長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

○委員全員 異議なし

○司会 異議なしとのお声を頂きましたので西村委員、山田委員よろしいでしょうか。それでは西村委員に座長を、山田委員に副座長をお願いしたいと思います。座長、副座長が決まりましたので西村委員、山田委員、それぞれ前の方、座長席、副座長席へのご移動をお願いします。

#### 4 議事

○司会 では次第4にまいります。議事につきましては開催要綱第4第2項の規定に基づき座長が議事を進行することとなります。西村座長よろしく願いいたします。

○座長 はい。かしこまりました。それではですね、委員のみなさま方のご協力を得まして活発にご意見を頂戴いたしましてあり方についてあらゆる角度から検討させていただければと思います。

それでは本日の議事は3つとなっておりますが、まず議事1の当懇話会の設置目的と今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。資料番号2をご覧くださいと思います。この資料につきましては、この懇話会についてとタイトルをつけております。1. 懇話会の設置目的でございます。先ほど部長からのあいさつにもあったとおりですが、確認の意味でもう一度ご説明いたします。クリーンプラザみやぎは昭和54年に地元産業界や市町村等からの設置要望を受けまして、県が関与して整備した公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場です。その供用開始が昭和54年でしたので、約40年が経過し、県内の産業活動を下支えしてきましたが、残余容量が残りわずかという状況になっております。これ以降、県内では、民間による最終処分場の整備も進んできておりますが、これらの処分場の残余容量も減少しております。今後も、県内において、産業廃棄物の処理を安定的に行い、環境負荷の少ない経済活動を持続させるため、望ましい産業廃棄物最終処分場の在り方を検討するものであります。具体的には、資料中下のハコ書きですが、最終処分場に対する期待、ニーズを把握した上で、将来的な産業廃棄物排出量など推計し、公共関与で処分場を整備する必要性、新たな処分場の施設規模、求められる機能などを議論していただき、これらの意見をふまえて県として基本方針を取りまとめたいと考えております。その下の2. 検討スケジュールでございます。概ね来年7月ごろまでに計4回程度の懇話会を開催したいと考えております。最終回の懇話会では、県が作成する基本方針の案をお示しし、意見交換をしたいと考えております。そして、

この4回の懇話会の終了後、懇話会での意見をふまえ、県の基本方針を決定したいと考えております。その4回の検討項目でございますが、この図にありますとおり、一番左が11月30日、本日の1回目で、検討内容は①懇話会の設置目的、②クリーンプラザみやぎの概要、③県内の産業廃棄物の現状について、これからご説明いたします。2回目は2月頃を予定しておりますが、①現処分場の残余年数と最終処分量の将来推計、②公共関与処分場の整備が必要かどうかという議論に入っていきたいと考えております。3回目については、新年度の5月頃を予定しておりますが、公共関与処分場が必要な流れになった場合にその在り方等について詳細をご議論いただきたいと思いますと考えております。最終回は7月ということで、先ほど申し上げたとおり、基本方針案の協議ということで1～3回目の懇話会での議論をまとめて、事務局で基本方針案を作成いたしますので、この案に基づいてご協議いただければと思っております。この4回の議論をふまえて県として8月以降、基本方針を決定する段取りで考えております。以上でございます。

○座長 ただいまの説明につきましてご意見ご質問等お願いいたします。特に質問が無ければ先に進ませていただきたいと思います。

それでは議事2のクリーンプラザみやぎの概要について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料3をお願いいたします。まず、概要ですが、当時、宮城県内に企業誘致を行うにあたり、産業廃棄物最終処分場がなければ誘致が進まないことや、広域的な廃棄物の適正処理を行う必要性等から、産業界や市町村から県議会に対して公共関与による廃棄物処理施設の設置の請願を提出し採択されました。これを受け、昭和52年4月に財団法人宮城県廃棄物処理公社、現公益財団法人宮城県環境事業公社が設置されました。建設地は、宮城県中央部にあり、利用者の利便性や土地が取得しやすかった等の理由から、黒川郡鶴巣の小鶴沢地区内に決定し、約120haの土地を取得し、第1埋立地を整備し、小鶴沢処分場として昭和54年7月に埋立を開始しております。当初の計画では、年間平均18万tで20年間操業する予定でしたが、処分量の増加に伴い、昭和62年に処分場東側の隣接地、利府町森郷という地区になりますが、森郷共栄生産森林組合から借り受け、第二埋立地の増設を行い、平成2年1月から埋立を開始しております。次のページですが、平成3年には、処分場の北東側の隣接地を県から買収し、第三埋立地の増設を行い、平成18年4月から埋立を開始しております。平成23年の東日本大震災により発生した災害廃棄物が膨大な量でしたので、その処理の代行をしていた宮城県では、最終処分場の確保に困難を極めておりました。環境事業公社にも、災害廃棄物の受入の要請を行っておりました。受入にあたり、宮城県、大和町、公社の三者で東日本大震災により発生した災害廃棄物の搬入及び処理に係る環境保全協定を締結しまして、焼却灰等約12万tを処分しております。平成26年4月には、本社を仙台市青葉区から、小鶴沢処分場内に移転し、また、処分場の名称をクリーンプラザみやぎに改め、平成29年4月に設立40周年を迎えております。

次に、施設概要ですが、敷地面積が約150ha、埋立面積が約60ha、埋立容量が約1千万m<sup>3</sup>と、公共関与の処分場にあつては国内最大級のものとなっております。埋立工

法は、廃棄物を水平に敷きならし、廃棄物の層と覆土を交互に積み重ねるサンドイッチ工法です。処分場の構造は、酸素を埋立地内に供給し、早期の安定化を図るとともに、廃棄物層を通過した浸出水を速やかに集水し、水処理施設により処理する構造となっております。搬入可能な廃棄物は右記に示したとおりとなっております。

次のページをご覧ください。図で白く囲っている部分が敷地境界で、西方向、写真では上部になりますが、こちらに大和町。北方向、図面では右側に大郷町。東方向、下側が利府町側になります。南から北東方向にかけて第一埋立地、第二埋立地、第三埋立地、その他切り土場やラグーンと呼んでいる微生物処理調整池、管理施設、処理水凝集沈殿施設等がございます。下の図をご覧ください。第一埋立地は、29.4haで昭和54年から埋立を開始して平成18年に終了しています。第二埋立地は、19.6haで平成2年から埋立を開始して、平成11年に終了しています。現在は第三埋立地で、12.4haで平成18年から埋立を開始しております。

次のページに参ります。廃棄物処分量の推移ですが、操業開始から平成28年度末までの処分量の累計は約780万tとなっております。昭和60年度までは年間約20万tのペースでしたが、その後、処分量が増え続け、平成2年及び3年度に40万tを超えております。その後、バブル経済の崩壊による景気の減退や、平成12年以降は各リサイクル法の制定により3Rが推進され、処分量は減り続け、平成21年、22年度は5万t台まで減少しております。東日本大震災後の平成24年度は、7万t台に増え、平成25年度は震災廃棄物の受入により約18万t台まで達しました。現在は約8万t台で推移しております。

4番目の廃棄物種類別の処分量ですが、埋立開始から平成28年度までの累計では、汚泥が全体の46%を占め、続いて廃プラスチック9.5%、燃え殻7.6%となっておりますが、第三埋立地の稼働に伴い、有機性汚泥の受入をやめたことから、直近の平成28年度では、汚泥の割合は4%に減少しています。廃プラ、がれき類、石膏ボードの占める割合がそれぞれ1/4程度ずつとなっております。参考までに平成29年度末の埋立残余容量は、752,638m<sup>3</sup>で、その残余率は約7%となっております。以上です。

- 座長 ただ今、クリーンプラザみやぎの概要を説明いただきましたが何かご質問ご意見ございませんでしょうか。
- 山田委員 2つ質問があります。1つはこのクリーンプラザみやぎの予定している事業の終了年度と、もう1つは廃棄物の種類別処分量を見せていただきましたが、汚泥というのは無機と有機ではどちらが多いでしょうかという質問です。
- 事務局 まず質問の1点目でございます。何年ぐらいの終了を予定しているかということにつきましては概ね10年弱ということで、今考えておるところであります。
- 事務局 クリーンプラザみやぎの阿部でございます。それではただ今の質問について回答させていただきます。ちなみに資料の最後の頁にでております平成28年度までのなかでの46%の汚泥につきましては、大半は有機汚泥でございます。この有機汚泥は補足させていただきますと、第三埋立地が稼働するとき、ようするに第一と第二埋立地が終了したときに、第三埋立地については非常に民家が裾側に建っていることから、町の方

から有機汚泥の埋立をやめてほしいということ、それから、有機汚泥のリサイクルとい  
いますか、たとえば炭化とかによる燃料系へのリサイクルが進んだことから受け入れを  
停止しても大丈夫だろうという判断のもとにやっております。ですので、山田委員から  
のご質問に対しては、汚泥の大半は有機汚泥であるというのが回答であります。なお第  
三埋立地につきましては入っている汚泥は無機汚泥でして、現在は廃プラとか石膏ボー  
ドが多い廃棄物の種類となっております。以上でございます。

○座長 一応確認ですが、最終処分があと10年弱くらい継続できるのですが、そこで埋立  
終了ということになるわけですね。あと、関連して有機汚泥の話がありましたが浸出水  
がでていきますのでそれを埋立終了後、処理し続けるということがしばらくのあいだ続く  
ということですね。他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○佐藤委員 今日、市長会町村会からも出席をさせていただいております。先ほどお話をい  
ただきましたとおり東日本大震災の際にはこの施設に、我々のがれきを大量に受入れて  
もらえたということでありまして、これまでも地域住民の方々の生活を支えていただく、  
あるいは産業の振興、建設の促進といったようなことで施設が大変大きな役割をはたし  
てきたと思っておりますが、分類の仕方として例えば、公共発生物と民間というような  
分類は特にされていないでしょうか。

○事務局 公共といった場合、市町村ということになるかと思いますが、基本、一般廃棄  
物は市町村に処理責任がございますので、産業廃棄物については排出者責任というこ  
とで今回の最終処分場で受入をすることになります。ですから公共の分といった場合には、  
先ほどおっしゃったような市町村で処理できない一般廃棄物、例えば災害とかが発生し  
て、そういった場合にこちらの処分場でお受けする。東日本大震災後であれば、震災が  
れきを12万tくらい受けたという経緯がございますが、基本は県内の企業等の事業所  
から出る産業廃棄物をここで処理するということなので、産業分というか民間分が多い  
ということになります。

○事務局 今の佐藤委員のご質問に対しての回答に補足させていただきます。公共の工事で  
発生したものにつきましては委託として建設会社等に頼みますとそこで出てきたものは  
全て産業廃棄物という形になります。それにつきましては宮城県内で発生したものは全  
て公社で受入れることにしてございますので、かなりの量が入っております。ただ、公  
共なのかそうでないのかという区分につきましては、可能ですが、調べるのにかなりの  
時間を要します。契約の形態それからその内容についての区分はそうにしておりま  
せんので、私共の方に公共からとか、どこから入ったという区分はなく、基本的には  
公共であろうと民間であろうと宮城県内で発生した廃棄物については受け入れるとい  
うスタンスで契約させていただいておりますので、今この場ではご回答できません。ただ、  
かなりの量が公共工事から入っていることは確かです。

○佐藤委員 大変ありがとうございました。実はこの委員会に市長会あるいは町村会からも  
ご出席させていただいておりますが、我々公的な立場からもこの施設の重要性を会員  
の方々に改めてご理解いただきながら、できますれば、こういった委員会のなかでご審議  
をいただいたものをまた会員の方にフィードバックさせていただきたいと思ってお

すので、そんな質問をさせていただきました。状況はわかりました。ありがとうございました。

○座長 大変大事なご指摘だと思いますので可能な限りで結構でございますが、クリーンプラザみやぎの実績というのはこれからのあり方を考える上で非常に重要だと思うので、何かしらの方法で出せるのであれば、短い期間で結構ですのでお願いいたします。

○長岡委員 先ほどクリーンプラザの方はほぼ10年くらいというような話があったのですが、民間の方の最終処分場もあるわけですね、宮城県内では。残存容量等については第二回の時がメインのテーマになるということなのですが、民間の方の施設としては何施設くらいあって予想される残余年数はどのくらいかということを知りたいと思います。

○事務局 その質問につきましてはこの後でご説明させていただこうと思います。

○長岡委員 もう一つなのですが、クリーンプラザみやぎについては最終処分だけということとずっとやっていたらしたんでしょうか。焼却とか中間処理等はこの公共関与という形ではまったく手をかけていなかったということでしょうか。

○事務局 このクリーンプラザは最終処分のみを行う場所でございます。焼却等につきましては行わないということで地域の住民の方々と、そういう申し入れもあったということもあるんですが、お約束をさせていただいているという状況です。

それから中間処理につきましては廃棄物の受入に伴って減量もしくは減容という作業が必要になりますから廃プラスチックの減容という部分につきましては中間処理の許可はいただいておりますが、固定の施設として持っているものはございません。

○座長 他にご質問、ご意見はございませんか。よろしければ、すでにご質問にあった事項は次の議題でということとさせていただきますので、まずは先に進ませていただいて最後に時間の許す限り総括といった議論をさせていただきたいと思います。

それでは議事3の県内の産業廃棄物の現状について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。使用する資料は資料4-1、産業廃棄物の流れ概要図でございます。もう一つが、資料4-2、県内の産業廃棄物の現状、この2つを使ってご説明いたします。資料4-1ですが、この概要図は宮城県内の産業廃棄物の流れを概略的にまとめたものです。この概要図に沿いながら、補足説明資料として資料4-2も使ってご説明したいと考えております。

まず、資料4-2をご覧ください。最初の(1)県全体の排出量でございます。一般廃棄物も含めた排出量についてご説明いたします。廃棄物には、家庭から発生する一般廃棄物と、事業活動などから発生する産業廃棄物に分けられますが、宮城県における平成28年度一年間の排出量は1,300万t、全国総量の約3%をしめております。そのうち事業者が排出する廃棄物は、事業系廃棄物と産業廃棄物を合わせ約96%となっており、全国平均93%よりもやや多い状況です。次に、資料4-2の(2)一般的な産業廃棄物の流れについてです。図の左側が排出事業者で、そこから廃棄物が発生し、図の右の処分業者に流れ、さらに右の再生利用や最終処分などに回るという流れになっております。次に(3)産業廃棄物の実態調査ですが、これから説明する各種データは、宮

城県が年1回、2つの調査を実施して実態把握に努めているというものです。1つは、Aの産業廃棄物実態調査で、県内の企業等から排出される量の調査でして、全ての対象事業者を調査しきれないので、年間1,000t以上を排出する多量排出事業者に調査を行い、これを元に、一部は推計してデータを集計しております。もう一つの調査は、右側のBの産業廃棄物処分実績調査で、これは企業等から排出される廃棄物を実際に中間処理や最終処分を行っている処理事業者からの報告に基づくデータで、回答率が9割以上となっているため、ほぼ実態を把握できる調査となっています。ここでは排出事業者と、処分業者を対象にした調査では、結果にやや開きがあることをあらかじめご理解いただきたいと思います。

また、資料4-1に戻ります。先ほどご説明したとおり、廃棄物は企業の事業活動によって発生し、中間処理され、再生利用や最終処分されますが、この概要図は平成28年度の1年間に県内で発生して処分された産業廃棄物の流れをとりまとめたものです。この概要図の上半分が企業等排出者の排出量調査の内容であり、下半分が廃棄物の処理事業者の処理量となります。この資料の左上に、青い枠でA、発生量とあるところをご覧ください。県内の発生量は1,248万tですが、その右側に、C有価物量として約25万tが流れていき、それ以外はB排出量となり年1,223万tとなります。この概要図では、この排出量を100%として、D～Pまでの数値と比較しています。次に、資料の左に記載された資料1ですが、種類別の排出量となります。汚泥、がれき類、家畜ふん尿と続きます。汚泥の多くは製紙工場から発生する汚泥で、排出事業者が自ら脱水等の処理によって大幅に減量化され、8.2%まで減少します。

次に、資料4-2に戻りますが、(4)は産業廃棄物の排出量を業種別に見た資料です。棒グラフがございしますが、業種ごとになっており、発生量、排出量、搬出量と分けております。特徴として、製造業の大部分は製紙工場の汚泥で、自社で減量化され、搬出されるのはその10%と低くなっております。建設業は、排出量が多いですが、大部分はリサイクル率の高いがれき類であり、最終処分量は低くなっています。(5)は産業廃棄物排出量を地域別に見たデータです。県内を8つのブロックに分けています。発生量及び排出量は、仙台周辺地域が最も多いですが、製紙工場によるもので自社処理も多く、搬出量でみると仙台市域が一番多く、建設業のがれきが多く出ています。次のページの(6)は、排出量の年度ごとの推移を見たものです。まず種類別に、その他、がれき類、家畜ふん尿、汚泥となっております。平成23年度以降は、東日本大震災の復旧工事等により、がれき類が増加する傾向があります。一方で、大震災後に減少した汚泥は、製紙工場、各地の下水処理施設の被災によるものですが、施設の復旧等により、回復傾向にあります。(7)は排出量を業種別に見たものです。平成23～平成26年度については、建設業の増加が顕著で、東日本大震災の復旧工事の影響であると考えております。排出量については、今のような説明になります。

また、資料4-1に戻っていただいて、中央上のE中間処理量をご覧ください。中間処理には、1,201万t、全体の約98%が回ってきますが、その左上にある資料2に中間処理量の内訳をまとめています。①自己処理は793万t、約66%で大部分は製紙

工場の汚泥の脱水や焼却，②県内委託は，361万t，約30%あります。③県外委託は，約47万tほどあります。中間処理された廃棄物は，H処理残渣量として497万t，全体の40%ほど出ますが，K中間処理後再生利用量は，がれきは再生路盤材，廃プラであれば固形燃料，汚泥であれば肥料などとして再利用に回ります。L中間処理後最終処分量は11万t，0.9%が回っていきます。また，中間処理によるJ減量化量は，主に脱水や焼却等によって約703万t，58%となります。次に，一番右上ですが，M資源化量は，最終的に522万tで，うちN再生利用量は497万t，排出量全体の40%が回ってきます。ここにある資料3は，この再生利用量を種類別に見たものですが，がれき類が279万tでトップ，以下家畜ふん尿，汚泥と続きます。P最終処分量は，県内の20.8万t，1.7%となります。内訳は，がれき類が6.4万tでもっとも多く，以下ガラス陶磁器くず，燃え殻となります。

次に資料4-2の(8)最終処分量の各年度の推移についてですが，平成23年度以降は東日本大震災の影響もあって，特に汚泥，がれき類，燃えガラが多く最終処分に回っている傾向が読み取れます。(9)最終処分量の推移(業種別)でも，平成23年度以降は，東日本大震災の影響で，特に建設業と製造業の最終処分量が増加傾向にあります。

また，資料4-1に戻っていただき，図の下半分について説明します。こちらは中間処理や最終処分の県内処理業者のデータとなります。図の左下の資料5ですが，種類別の中間処理量です。県内の処理業者を含む事業者が平成28年度の1年間に，破碎，圧縮等の中間処理を行った総量は，全体で714万tです。この数量は，自社処理と他業者への委託量の合計となります。汚泥が348万tで約49%，次いでがれき類が268万tで38%，この2つで全体の8割以上となっております。この資料の右側に，資料7という円グラフありますが，714万tの中間処理の方法をまとめたものです。破碎，圧縮，脱水が多いことがわかります。その左の資料6では，県内処理業者による中間処理量です。これは，県内の排出事業者から中間処理業者が委託を受け，処理した量です。自社で処理した量は含んでいません。全体で316万tあります。先ほど説明した，上の資料2に中間処理量の内訳がありますが，その②県内委託361万tに相当する部分なのですが，2つの数量には若干開きがあります。この違いを比較したのが，資料6の一番下の黄色の箱書きの部分です。上の帯グラフが排出量のデータですが，県内排出量のうち県内で委託して中間処理された量が361万t，下の帯グラフが処理量データで，県内排出分を県内の処理業者が中間処理した量が316万tと開きがあります。これは，先ほど説明したとおり，推計値と実績値であることによる格差となりますので，あらかじめご了承ください。また，上のグラフの右側には，県内排出分を県外で処理したものが47万tあることを示しています。下のグラフの右側には，県内処理業者が県外から搬入して処理した量が28万tあることを示しています。また，その資料の右側の資料8ですが，県内の中間処理施設の設置状況ですが，①汚泥の脱水施設から，⑧の設置許可不要な施設まで，様々な種類の中間処理施設があり，宮城県分と仙台市分を合わせ1077施設となっております。その上にある資料9ですが，県内処理業者による最終処分量です。①のガラコンから⑥のその他まで，県内の最終処分業者は年間41万t

の最終処分を行っています。うち県内排出量は17万tだけとなっておりますが、県外から県内に搬入されて最終処分される量はさし引きで24万tあることとなります。これを帯グラフにまとめたものが、下にあります黄色の箱書きの部分です。上の帯グラフでは、県内では年間20.8万tの最終処分量がありますが、そのうち19.9万tが県内で最終処分され、残り0.9万tが県外で最終処分されるという状況です。また、下の帯グラフの処理量調査では、年間41万tが県内で最終処分されていますが、うち県内排出の最終処分量は17万tのみで、県外からは24万tが搬入されています。なお、初めにご説明したとおりクリーンプラザみやぎでは県外からの産業廃棄物の受け入れは行っておりませんので、県内排出分の最終処分量19.9万tのうち約半分はクリーンプラザみやぎで処理しているということが言えると思います。

次に、県内にどれくらいの最終処分事業者がいるのかですが、資料4-2の(10)県内の産業廃棄物最終処分場の稼働状況をご覧ください。既に埋立が終了している処分場は除いております。最終処分場には、処分できる廃棄物の種類やその構造によって、安定型、管理型、遮断型処分場の3種類がありますが、宮城県内には遮断型処分場はございません。安定型処分場ですが、資料に記載のとおり、有害物質等が付着しておらず、性状が安定している廃棄物を処理する処分場ですが、仙台市内に2箇所、仙台市以外の宮城県内に2箇所稼働しています。管理型処分場は、安定型では処分できない廃棄物を埋め立てることができる処分場ですが、こちらも仙台市内に2箇所、仙台市以外の宮城県内に2箇所ございます。この懇話会で議論していただくクリーンプラザみやぎは管理型処分場ですので、県内にもう1箇所あることとなりますが、許可上は他社からの受入が可能ですが、実際には行っておりません。具体的に後ほど議論いただく際に、クリーンプラザみやぎと同様の機能を持っている処分場は、仙台市内にある2箇所の民間の管理型最終処分場であるということをご理解いただきたいと思います。あと、他の処分場の残余年数につきましては、次回の懇話会でお示しするため、資料を精査中です。

次に、資料4-2の(11)です。この資料は産業廃棄物の県外からの搬入量の推移です。年度ごとに棒グラフになっていますが、上の白抜き部分が中間処理目的で入ってくるもの、下の斜線部が最終処分目的で入ってくるものです。県外からの搬入量は、震災前は、約30万tでしたが、震災後は約40万tで推移しているところです。うち、最終処分目的は、平成23年度に増加していますが、その後はほぼ20万t前後で推移しています。特に、平成24年度の数値を見ますと、最終処分目的が減っておりますが、(震災廃棄物を)県内で処理する必要があるあって、他県からの受入を一時抑制していたことが理由です。

次に(12)です。最終処分目的で県外から搬入された産業廃棄物の状況を、種類別と地域別に見た物です。種類別は、左の円グラフですが、汚泥が最も多く全体の1/4程度、ガラスくず、廃プラ、がれき類の順番です。地域別を見ますと、関東地方からが全体の8割以上と圧倒的に多く、東北地方が1割程度となっております。以上が県内の産業廃棄物の現状となります。

本日は、初回の懇話会ということで、委員の皆様にはわかりやすい資料とするために、

マテリアルフローの概要図にスライド資料を混ぜてご説明しました。時間の都合で非常におおまかな概要説明となりましたことをご了承いただければと思います。今後当懇話会で具体的な議論を進めていく中で必要なデータがございましたら、その都度事務局の方に申しつけいただければと思います。以上です。

○座長 宮城県内の産業廃棄物の現状ということで大変膨大な資料をどうもありがとうございました。まずは先ほどの質問に関して長岡委員の方からはいかがでしょうか。

○長岡委員 民間の方の残存年数については次回ということなんですけども、そんなに大量に残っているというわけではないということによろしいでしょうか。先ほどクリーンプラザみやぎの方ではおおむね10年くらいかなということだったんですけど、民間のほうはそんなレベルなんですか。

○事務局 ただ民間の中には、拡張計画を実施したばかりで、あと10年以上もつ処分場も1箇所ございます。

○長岡委員 公共関与事業のときによく言われるのが、民業を圧迫してはいけないという点があるわけですね。民間が確実にこの事業に展開できるのであればなにも公共はわざわざ出ていく必要はないと。一方で、その最終処分場というのはもう絶対必要なものですから、これは民間だけに任せておくとゼロになってしまったとたんに困ることになるわけですね。その辺の兼ね合いが非常に難しいのかなという点が1点と、先ほど佐藤委員からのお話で出ましたけれども、ずっと産業廃棄物だけでいいのかという点がでてくると思うんですね。一般廃棄物は市町村の自治事務だといいつながら、非常にその市町村が人口減もあって弱小化していくときに、ずっと、自治事務ということで一般廃棄物を市町村というだけで本当にいけるかと。将来的なことが出てくるかなと。一方で一度整備した市町村の焼却炉あたりは、これから能力が余っていくという点が出てくると思うんですね。そうすると廃プラあたりは産廃であっても市町村の焼却炉である程度面倒をみてもらってもいいんじゃないかという話も出てきてですね、まさにその最終処分場の在り方ということで公共関与の最終処分場の在り方ってどこまで議論するのかというのが非常に難しいなと思っているんですけども。

○座長 それでは、まずは追加の資料についての理解ということで、今、産業廃棄物にプラスして一般廃棄物の中間処理を含めた全体ニーズ像、色々考えなければいけないことが多々あるという中で今回の懇話会をですね、どれくらい議論をしていいのかっていうのも変ですが、議論自体は率直にいろいろなことを話すべきですが、そのところ事務局ではどうお考えになっているか説明していただきたい。

○事務局 今、長岡委員がおっしゃったのはその通りでございます、我々が今、説明したようにクリーンプラザみやぎが出来たのは昭和54年ということで当時は全く民間の最終処分場のないなかで地元のご要望に基づいてできたという経緯がございます。そのあと民間の最終処分場も出来てきまして適切に運営しているということもございますので、我々としては今、民間の処分場が既にあるなかで引き続き公共関与でやっていく必要があるのかということが大きなポイントになります。この必要なのか必要でないかという判断といえますか、理由づけをこの懇話会を使ってきっちり整理していく必要があるか

など思っていますので、その議論の中では長岡委員からの意見にもありました民業圧迫にならないような形ということも非常に大きな論点になってくるのかなというふうに思っています。ただ、その必要性についてはきっちりご議論いただきたいという考えでございます。

○山田委員 いろいろな地域で公共関与の処分場が整備されているのですが、逆にごみが入ってこないというところがいくつかございます。そういうところだと公共の処分場は必要ないという場所もあります。このように、作ったとしてもごみが来ないというリスクもありますので、こういった県外の廃棄物市場というののもちゃんと見て計画されるべきだと私は思います。

○鈴木委員 産業廃棄物協会の立場として意見を述べさせていただきたいのですが、実は先日この問題について協会としての意見の集約を行ったわけですが、その際、会員からの意見は公共関与の最終処分場は条件付きではあるけれども必要であるという結論づけになっているんですね。先ほど事務局から必要性の理由づけについては我々も含めて今後議論していかなければならないということになるかと思えますけれども、これまで民間、会員の中にも最終処分業者も加盟しております。その中でもやはり、端的に言えば、運搬距離などを勘案して使い分けというんですかね。状況については把握しておりますが、これまでもクリーンプラザみやぎに依存する部分も結構あるということで、実績的にも年間約9万tぐらいはおありのようですので、協会の会員からは今後とも必要であると。先ほども申し上げたその条件付きというのは、ある意味では民業圧迫の部分、それからもう一点は税金も投入するんで、赤字という場面だけは避けて欲しいですねという、そういう趣旨の内容でございました。そんなことで協会としては期待しているという部分が大いにあるということだけ申し上げておきたいと思えます。

○座長 ご意見として頂戴したということでもよろしいですね。他になにかご質問ご意見などございませんでしょうか。

○山田委員 今ご説明いただいた資料について3点ほど質問があります。まずは大きい方の資料4-1の資料下の部分の資料8というところに施行令7条以外という中間処理というのがあるんですが、最近はいろいろ、造粒などの再生利用施設があるのですけれども、例えば何がが多いのか。まとめて言ってしまいます。2番目は資料4の一番右の方の種類の埋立最終処分量が書いてあるんですけれども、これは発生時の品目ですか、それとも最終処分時の品目ですか。統計によって発生時の品目でずっと処分場まで行って、本当は燃えながら、汚泥が焼却されて燃えながらを埋立てるのに汚泥と書いてあるところもあるのでその辺りの確認です。それからもう一つは資料4-2のスライドの(9)なんですけれどもH23の震災の後に電気水道業を示す黒い部分が急に出現したように見えるのですけれどもこの理由を教えてください。以上です。

○事務局 1番最初のご質問の資料8の部分なんですけれども施行令7条以外の施設申しますのは、山田委員がおっしゃったとおり、上記の①～⑦以外、例えば何かしらの圧縮施設であったり、造粒固化施設であったり、メタン発酵施設であったり、施行令の中に出てこない処理を行う施設になっています。よろしいでしょうか。

○事務局 最終処分時の種類なんですけれども中間処理が終わった状況の種類で計上されているものです。

○事務局 あと水道業について急に汚泥が増えたっていう話なんですけれども、もともと水道業で汚泥をメインで出しているのが下水処理施設でして、下水処理施設、例えばうちの方の仙塩浄化センターであれば、脱水後の焼却施設もあるのでそこで焼却して減容化、県南浄化センターのほうでは燃料化施設を持っていたので、そこで燃料化して販売するというような流れでほぼ最終処分場には回ってなかったんですが、震災以降、こういった施設が被害を受けて、なかなか脱水後の処理工程が進まなかった、そういったことで最終処分量が増えていることに起因しております。

○座長 他にご質問ご意見ございませんでしょうか。

○武山委員代理 宮城県建設業協会です。先ほどの公的な処分場については、民間もありますけど多くを排出している建設業界から考えると、まず公的なものがあつた方がいいというのが建設業協会の考え方です。それはなぜかというと、だいたい宮城県の場合は業界の80%が公共的な工事の中で出てくる、それから20%が非公共で請け負うものが産廃になっていると私どもは認識しています。その中で、鈴木委員がいらっしゃいますけども、産廃処理業のほうにお願いしたり、最終処分場に持っていったり、産廃というのは非常に分離が難しくマニフェストに加えるのも大変多いし、法的なものも非常に難しく、それを受けてくれるのは公的なところであつて、それと道路事情にもよりまして、県外から搬出してくるものがあると思うんですけど、それがその道路渋滞をおこしたり、民間でそれを請け負うときに高いものであればいくらかでも請け負うような状況になってそういう状況が続いてくるところが多々見受けられました。震災のときにがれきを一般廃棄物の方にまわしてもらいました。産廃じゃないようにしてもらったことがあつたと思いますけど。そういうものを踏まえたときに、公的がないと非常に難しい。我々の業界としては難しいことになるとそのように認識しています。以上でございます。

○座長 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

○佐藤委員 先ほど一般廃棄物について市町村の立場でなかなか難しくなっていくのではないかとご質問いただきました。実情を申し上げれば、1市1町でたとえば一般廃棄物処理を継続するっていうのはなかなか困難であると思っております。実は、塩竈市が今ごみの収集、焼却場を単独でやっておりますが、大変な状況であります。いずれ塩竈市におきましても実は2市2町でやっております東部衛生処理組合があります。そういったものに将来、施設を更新する際にはぜひ塩竈市も単独から広域的なごみ処理に移行させていただきながら、恐らく市も町村会も一緒であるかと思っておりますが、まずは一般廃棄物につきましては、当然のことではありますが、基礎自治体としてしっかり対応していくというようなことで今後も取組みをさせていただくものと思っておりますが、一方産業廃棄物につきましてはやはり武山委員代理からお話いただきましたように公的な公共事業と申し上げますか、そういったものだけではなくて、今、塩竈市でありますと、産業系、たとえば水産業でありますとかそういったところからということについては、自社で省エネ化は図ってはおりますが、一定量は今後も間違いなく排出されるであろうと思つて

おります。そういったものを公的になっていきますか、そういった形と民間の方々ということで棲み分けをしていただきながら、私共、市町村の立場からも是非ですね、現状のようなクリーンプラザみやぎ的なものを引き続きご検討いただくということを期待しているものと思っています。以上でございます。

○座長 ほかにご意見ご質問ございませんでしょうか。

○長岡委員 今更なのですけれども、クリーンプラザみやぎへの出資状況というのは、県が100%なんですか。

○事務局 出資そのものの部分でいえば、設立当時は県だけです。

○長岡委員 だと今現在はどこかほかの団体等も出捐・出資していらっしゃるのですか。

○事務局 出資事体は、当然公社の自己資金が基本財産になっています。

○長岡委員 現在の支出入の状況なんですけれども、完全独立採算で今のところはやれてるということで、将来的にも完全に独立採算を目指していくということなんですか。

○事務局 そういうことになろうかと思えます。

○長岡委員 まあ先ほど建設業界さんからも非常に必要な施設だということであれば、採算が合わないのであれば建設団体さんあたりからの出捐をお願いするとかですね、そういったお考えは今のところはないということによろしいわけですね。

○事務局 今のところは、特に。昔はある程度の支援を受けながら、というところがあったわけですが、こういう状況でございますので、なんとか独立してやるような形という、今の時点での想いということです。

○長岡委員 先ほど民業を圧迫という話をしたんですけど、一方で山田委員からもあったとおり、全国を見るとなかなか実が入らないというのもあって、経営に困ってきて、最終的に県費から出資したとなると、やはりなんのためだったんだろうという話にもなりかねないので、そうするとやはり独立採算で行くような事業形態を模索していかなければいけないということもあると思いますので、そのへんも非常に難しい点があるかなと思うんですけど。

○座長 今のご質問、ご意見等に関連しては次回以降ということで。関連するので。現状をまずお示しいただいた上で在り方については議論をさせていただくということでお願いしたいと思います。他にないですか。

○山田委員 先ほどいただいたお話にある、クリーンプラザみやぎという公共関与の処分場の位置づけに関することなんですけれども、この資料のなかにはあまり出てきてないのですけれども、先ほど所長さんがおっしゃったように公共で受けなければならないような廃棄物がいくつかあって、石膏ボードなんかそうですし、なかなか民間ではやらない廃棄物、ほかにはばいじんなどの13号廃棄物とか廃石綿とか汚染土壌とかいったものが、量的には小さいんですけど、再生利用できない、民間処分場ではなかなか受け入れづらい、そういったものが今現状でどれぐらい動いているのかということを示していたければ、一つの公共関与の必要性になると思います。

○座長 これも次回ということで。ほかにご質問ご意見等お願いいたします。

○青沼委員 資料4-1の排出量ですけれども、年に1,224万t、そのなかで汚泥が624

万 t、赤で注記が書いてあって事業所外への排出量が 8.2%ということなんですけど、実際には中間処理量は 1,201 t ということでそれほど変わってないと思うんですけどもこれは、汚泥の部分が 8.2%まで圧縮されて中間処理に行くということではないですか。

○事務局 1,201 t が中間処理なんですけど、汚泥の自ら減量化は、資料 2 の表の中で、①の自己処理のところに入ってくるということになります。

○青沼委員 わかりましたありがとうございます。

○座長 ほかにご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○佐々木委員代理 今日は代理ということで何も話さないで帰ろうと思ったんですけど、皆さんお話をされたので一言だけ。基本的な考え方は、市長会長さんの方からお話がございましたとおりなんですけれども、今聞きますとクリーンプラザみやぎも残余容量が非常に少なくなっていると。まあ 10 年ぐらいという状況の中で、町村に聞けば、先ほどお話がありましたけれども、是非作っていただけないかということなんだろうと思います。ただ実際、総論で賛成でも各論に入っていくと、なかなか住民の方々の理解を得ることが、これまたひとつ課題がありまして、その中でどういうふうに町村行政として産業廃棄物処理に向き合うか、向き合うスタンスもなかなか難しくなってくるんだろうと思います。処分場の詳しい状況について、町村会としても県の方にお願ひし、少し具体的な現状を認識しながら、今後の基本方針としてどういう方向にもっていくかというところを町村会の中でも町村長の意見を集約するような、集約しきれないかもしれませんが、少なくとも一定の方向性が見えるような取り組みをしていければと思います。そのような感じで、この懇話会の内容についても周知を図る方向に努めていければと思いますのでよろしくお願ひします。

○座長 どうもありがとうございます。懇話会としては別に結論を急いでいるわけではございませんので、丁寧に、事務局の方から丁寧に説明していただいて、それをもって議論していただくと、市町村さんは様々な事情がいろいろ違うわけでございますので、そういう中で議論していただくことがまず大事なかなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

まだ時間もございますので、委員の皆様方から順番に最後ご意見を頂戴するという予定でございましたが、すでにご意見もだいぶ頂戴しているところではございますが、改めて、青沼委員から今後の最終処分場の整備の在り方について期待すること、ご懸念されること、あるいは、この懇話会これから継続してまいります、検討過程で注意すべきこととなんでも結構でございますので感想等も含めて結構でございますのでご意見を頂戴いただければと思います。

○青沼委員 ものづくりの立場から作る方をメインにどうしても考えていて、こういった産業廃棄物については実はあまり考えたことがなかったです。今日話を伺って、現状、ものづくりとしても廃棄物について、もうちょっとしっかり考えなければいけないと認識しましたので、また勉強させていただきながら取り組んでいきたいと思ひます。

○座長 どうもありがとうございます。

○岩沼委員 改めまして私も専門ではないので、大変なことなんだなというふうに思ひまし

た。それで、最終的には皆様方のお話を聞いて必要なものなんだろうけど、安全とか安心とか色々なことを考えながらやっていかないといいものが出ないなというふうに感じました。以上です。

○座長 どうもありがとうございます。

○佐藤委員 先ほど町村会の事務局長から若干、話がありました。宮城県内の放射性汚染物質であります指定廃棄物について、かつて知事の方からも宮城県内に処理施設を建設するというご提案をいただきました。提案をいただきました時には、35自治体、基本的には賛成ですということであったんですが、いざ具体的に進めようという段階になりまして、やはり総論と各論の違いというのが出てきておりまして、いまだになかなか決定ということにはいかず、というよりはむしろ県内にはなかなか難しいという状況になってきております。このクリーンプラザみやぎの後継施設につきましても、おそらく35自治体の組長は基本的には是非やっていただきたいということかと思っております。ただし今後の規模、建設場所等によりましてはなかなか難しい問題もあることも事実だと思っております。我々も市長会、あるいは町村会でもそういった経過を丁寧に会員の方々にご説明をさせていただきながら、今後の未来に向けた施設の在り方についてしっかりと我々も議論させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○鈴木委員 今日は始まったばかりなんですけども、最終的になにを優先するか、採算をすべてに優先させるのか、もう一つは作ることを最優先にするのかという話になるのかなと思っておったわけですが、やはり近年、気象異常があるなかで我々どうしても災害廃棄物の処理という部分について非常に身近に感じておる中で、こういった問題、それから先ほどの震災以降、最終処分量が増えてますねということなんですけど、はたして震災廃棄物の量だけで増えているのかどうかということも疑問があると思うんですね。ある意味では経済的に活性化している部分もあるんだろうと思われるわけであって、我々どうしても静脈産業といわれておる中で、いわゆる動脈にはいっぱいお金を使うけども、静脈には自己責任でやってくれていわれてもなかなか大変だと。ですから、やはり動脈も静脈もやはり一つの流れとして完結させるということを考えれば、いわゆる、例えば一つの誘致する企業があったとしてもそこから出る廃棄物については、おそらく今後は循環型社会で出ないような方向になってきてはいるんですが、やはりトータル的に考えるべきなんだろうというふうに思っております。ですからさりとて最終処分場はまったく必要ないという時代はあり得ないということを見るとやはり冒頭申し上げた2つの選択肢のどちらを優先するのかと、改めて考えざるを得ないのかと思われました。

○山田委員 多分、公共関与処分場を造る方向にいくのではないかと思います。どのくらいの規模を設定すればよいのか、事業期間を設定するのかという問題だと思います。その中に必要性が入ってくると思います。それをうまく説明できるようにしていくことが大切だと思います。

○武山委員代理 副座長の発言に私は賛成です。我々は産廃に正面から向き合う協会ですので、廃棄物の処理は廃棄物処理法もあり非常に難しい問題です。それを処分するときに民間だけでできるのかという疑問も、会員の皆にありますし、処分場の終了が迫ってい

るという問題もあり、我々の業界も含めて、廃棄物をどこかに捨てて埋めてしまうという問題も多々ありまして、協会としては是非、公的なものをお願いしたい。ただ、お願いだけではだめなので、全体でどのくらいの量のものが必要なのか、よく議論していただいて、いい方向に持って行っていただけたらありがたいと思います。

○長岡委員 現実的な問題として、先ほどの小鶴沢の処分場の説明であったんですけど、宮城県ですと仙台市さんが圧倒的な搬出量、事業場があると思うんですね。その仙台市さんがどういうふうなスタンスでクリーンプラザの事業に関わっていくのか、全くやっぱり県独自で仙台市という大きい政令市を関係ないよという形でいけるのかというのも現実的にはあるのかなと思います。あと先ほど山田委員からも出たとおり適正処理困難物の対応あたりが本来はなかなか民間ではやりきれないというのがでてくると思うんで、扱うものと手法、ほんとに埋立だけでいいのかっていうのも議論していく必要があるのかなと思います。

○佐々木委員代理 私は廃棄物行政についてどれだけ適切にお話できるかわからないのですが、少しだけお話を申し上げます。今回、小鶴沢処理管理事務所の名称をクリーンプラザみやぎに改名したということは、非常にいいことだと思っています。実は産業廃棄物処理施設という言葉が、どうしてもかなりマイナスイメージで受け取られかねないのかなと。むしろそういうものをオープンに見ていただいて、こういう風にやっているんだよ、こういう風にしてから安全なんだよと、そういう風なところをもう少しアピールするような形で、産業廃棄物行政をもっていけないのかなと思ったりすることはあるんですね。たまたま群馬県に町村会で行ったときに、中間処理施設なんですけど、あえて見せよう、こういう風な感じで処理しているからみなさん安心して、近くにあっても大丈夫なんですよということで、あえて積極的に人を集めて、前に公園を作ってそこに集めてやるとかですね、そういうふうに、廃棄物処理に対するイメージの転換というところにより力を入れているような、これは民間事業者の方なんですけれども、そういうふうな所もあったりするんですね。一般の方々の理解を得ながら施設が共存していくということを考えていくと、そういう視点からのアプローチももう少しあってもいいのかなと思ったりするので、ちょっとお話をさせていただきました。

○座長 委員の皆様方からご意見頂戴いたしました。最後に何かございませんか。

○事務局 いろいろアドバイスをいただいたところは次回以降の議論の中で活かしていくように、資料等を提出しながら、良い議論になるように努めていきたいと思っています。

○座長 そうですね、クリーンプラザみやぎさんも積極的に情報公開なり、様々な活動をされているということは個人的に承知しておりますが、まだまだたぶんPRが足りなんでしょうと思いますので、是非、次回、今日は宿題がいろいろございましたが、やはりあの現在のクリーンプラザみやぎさんが実績を重ねて信頼を勝ち得ているか、ということについてはしっかりとご説明いただくのが非常に重要だと思いますので、改めてお願いいたします。

最後になりましたが、何かご意見・ご質問等、最後にございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは本日の議事は以上をもって終了させていただきます。  
以降の進行は事務局でお願いいたします。

## 5 その他

- 事務局 クリーンプラザみやぎでの視察についてご案内いたします。委員の皆様はいずれもお忙しい方ばかりですので、一度にお集まりいただいて視察を行うということは難しいと考えております。そこでクリーンプラザみやぎの視察をご希望される方がいらっしゃいましたら、別途、個別に日程を調整してこちらでご案内をいたしますので適宜、事務局のほうまでご連絡を頂ければと考えております。また、次回懇話会の開催なんですけれども来年2月15日（金）の午前中の開催を予定しております。後日、詳細については、ご連絡をさしあげますのでどうぞよろしくお願いいたします。

## 6 閉会

- 司会 事務局から視察のご案内と次回の日程、来年2月15日ということで報告がありました。この点につきましてご確認、ご質問よろしいでしょうか。随時お問い合わせを受けますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは委員の皆様には長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

以上で第一回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。